

東京における都市計画道路の整備方針の策定について

1 背景・目的

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

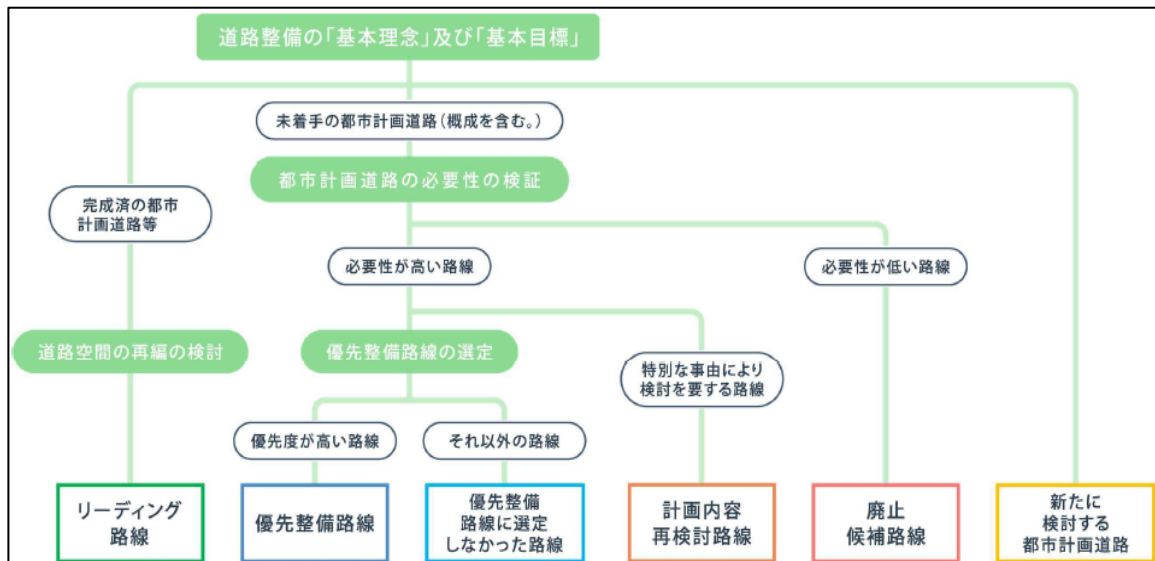
この度、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和7年度までとなっていることや、東京が目指すべき将来像を実現するため、東京都、特別区及び26市2町は協働で、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定したことから、報告する。

2 策定までの経過

令和7年7月	「中間のまとめ」の公表及び意見等の募集
令和7年12月	「整備方針（案）」の公表及び意見等の募集
令和8年3月	「整備方針」策定 ※計画期間は、令和8年度～令和22年度の15年間。 ※令和8年3月30日に東京都ホームページにて公表。

3 策定に係る検討内容

整備方針に定める次の策定手順に基づき、都及び区市町において未着手の都市計画道路に対して路線選定を実施した。



東京における都市計画道路の整備方針より抜粋

西東京市においては、「優先整備路線」が5路線、「優先整備路線」以外の路線はすべて「優先整備路線に選定しなかった路線」となった。

「優先整備路線」は、第五次事業化計画として令和22年度までに優先的に整備すべき路線、「優先整備路線に選定しなかった路線」は、必要性は高いが優先度は高くないもので、計画を存続する路線として位置付けられている。

4 検討結果

西東京市における優先整備路線（第五次事業化計画）は、次のとおり。

都施行	西東京 3・3・3 号線	西東京 3・4・8～小平市境
	西東京 3・4・26 号線	西東京 3・4・7～西東京 3・5・4
市施行	西東京 3・4・17 号線	東伏見駅南交差点付近～西東京 3・3・3
	西東京 3・4・18 号線	西武柳沢駅～西東京 3・5・4
	西東京 3・5・10 号線	西東京 3・4・16～西東京 3・2・6
		西東京 3・2・6～西東京 3・4・18
西東京 3・4・18～西東京 3・4・20		
		ひばりが丘団地付近（団地交番前交差点付近）～西東京 3・4・20

